

答 申

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学理事長（以下「実施機関」という。）が、令和5年3月13日付け4医大総第430号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）について、実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和5年2月28日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「福島県立医科大学理事長選考会議のメンバー」及び「令和5年1月13日の議事録と会議の録音データ」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、実施機関は令和5年3月1日にこれを收受した。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として「令和4年度第4回公立大学法人福島県立医科大学理事長選考会議議事概要」を特定し「福島県立医科大学理事長選考会議の選考メンバーが特定されうる文言」について条例第7条第5号に基づき不開示とする一部開示決定とし「福島県立医科大学理事長選考会議のメンバー」については、条例第7条第5号に基づき不開示決定とした。
さらに「令和5年1月13日の会議の録音データ」は、取得・作成していないため、保有していないとして不開示決定（以下「本件処分」という。）をし、令和5年3月13日付けでそれぞれ審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年3月20日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）（以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行い、令和5年1月13日公立大学法人福島県立医科大学第4回理事長選考会議に係る会議録音データ（以下「録音データ」という。）などの電磁的記録の開示を求め、実施機関は令和5年3月22日にこれを收受した。
- 4 実施機関は令和5年3月31日付け4医大総第507号にて、行審法第23条の規定により、審査請求に係る処分の内容及び審査請求の理由については具体的に記載すること、審査請求の趣旨については求める結論を明瞭に記載すること並びに処分庁の教示の有無及びその内容について記載することを求めて補正命令を行い、審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、令和5年4月11日付けで補正書を提出し、実施機関は令和5年4月12日にこれを收受した。
- 6 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和5年6月1日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮詢を行い、当審査会は令和5年6月5日にこれを收受した。
- 7 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、令和5年6月27日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関に提出し、実施機関は令和5年6月29日にこれを收受した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、次のとおりである。

(1) 録音データについて

ア 令和5年2月28日付けで「令和5年1月13日公立大学法人福島県立医科大学第4回理事長選考会議に係る議事録と会議録音データ」を請求したが（ただし、收受日は令和5年3月1日付けと記載されている）、「取得・作成していないため保有していない」との理由で開示されなかった。

イ 福島県立医科大学内で行われる会議では、議事録を正確に作成するために会議内容を録音し、その録音データを用いて議事録を文書化していると承知している。

選考会議の議事録が作成されていることから、録音データを取得し保有していることが推測される。

ウ 公立大学法人福島県立医科大学文書管理規程の第24条及び別表第2によれば、「20 会議・研修に関するもの」は3年または5年の保存期間と明記されている。

以上のことから、録音データは取得しあつ保管されているはずである。

エ また、新聞報道では理事長選出理由について選考会議議長が「震災と原発事故後の変化や、新型コロナウイルス対応、カリキュラムの大幅な変更など、大学が大きく変革する中で強いリーダーシップを発揮したことが評価された。」と述べたとあったが、開示された議事録にはそのような文言は記載されていない。

従って、録音データの記録から述べられたと推察される。

なお、録音データを破棄している場合には、公文書等毀棄罪に該当する。

(2) 反論書について

今回の理事長選考会議の情報を公開しなかったため、各報道機関が報道したように県議会にも県民の間にも混乱が生じた。

実施機関によれば「本件処分には違法または不当な点は何ら存在しておらず」とあるが、違法性がないものは開示に支障がない上、情報を公開することで県民の間に混乱が生じる懸念はない。

従って、不開示理由には当たらないし、実施機関は条例に従い、理事長選考会議の議事内容を県民に開示しなければならない。

3 以上のことから、理事長選考会議の録音データを開示するべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による意見聴取を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書の不開示理由について

- (1) 本件開示請求において対象となる公文書のうち、「令和5年1月13日の福島県立医科大学理事長選考会議の議事録」に記載されている選考メンバーが特定されうる文言は、法人の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある。

したがって、条例第7条第5号に該当することから、不開示とした。

- (2) 本件開示請求において対象となる公文書のうち、録音データについては、本件処分理由のとおり、取得・作成しておらず、保有していないことから不開示とした。

2 本件審査請求の理由について

- (1) 審査請求人は、「福島県立医科大学内で行われる会議では、議事録を正確に作成するために会議内容を録音し、その録音データを用いて議事録を文書化していると承知しています」と主張する。

しかし、議事録を正確に作成することが重要ではあるものの、あらゆる会議を録音しているという事実はなく、当該選考会議のように録音を行わずに議事録を作成する会議も多々あり、全ての会議内容を録音し、その録音データを用いて議事録を文書化しているとは認められない。

- (2) 審査請求人は、「選考会議の議事録が作成されていることから、録音データを取得し保有していることが推測されます」と主張する。

しかし、上記のとおり録音を行わずに議事録を作成する場合も多々あり、また、作成した議事録は、開示したものとおり、「投票結果を踏まえ、選考会議において、理事長予定者について諮った結果、○○○○○○を理事長予定者にすることが了承された。」と、一言一句を書き起こしたものではなく、録音データがなくとも作成できるものであるので、選考会議の議事録が作成されていることを理由に録音データを取得し保有しているとは認められない。

- (3) 審査請求人は、「新聞報道では理事長選出理由について選考会議議長が『震災と原発事故後の変化や、新型コロナウイルス対応、カリキュラムの大幅な変更など、大学が大きく変革する中で強いリーダーシップを発揮したことが評価された。』と述べたとありましたが、開示された議事録にはそのような文言は記載されておりません。従って、録音データの記録から述べられたと推察します」と主張する。

しかし、新聞報道にあった選考会議議長発言は、選考会議で審議され、総括された各選考会議委員の意見を、議長自身が自己の記憶に基づいて述べられたものであることが確認されたので、録音データの記録から述べられたとは認められない。

- (4) その他、審査請求人は種々主張するが、本件処分の判断を覆す事情は認めがたい。

3 以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しておらず、本件審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求に対して、「令和4年度第4回公立大学法人福島県立医科大学理事長選考会議議事概要」を特定し、本件処分を行っている。

審査請求人が争っているのは、実施機関が不存在と主張する前記録音データなどであることは明らかであるから、特定に争いはないと解される。

2 対象公文書の保有の有無について

- (1) 実施機関は、令和5年1月13日開催の福島県立医科大学理事長選考会議について、録音データは取得・作成していないとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は福島県立医科大学内で行われる会議では、議事録を正確に作成するために会議内容を録音し、その録音データを用いて議事録を文書化しているところ、選考会議の議事録が作成されていることから、録音データを取得し保有していることが明白であること、新聞報道では議事録に記載がない選考会議議長の発言が掲載されていたことから、録音データの存在が推察されると主張する。

- (2) そこで当審査会において実施機関への聴取及び調査を行い下記のことが確認された。

ア 理事長選考会議は、公立大学法人福島県立医科大学理事長選考会議規程（以下「選考会議規程」という。）第2条に基づき、理事長の選考及び解任に関する事項について審議する。

当該メンバーは、選考会議規程第3条に基づき、経営審議会において選出された者が3人、教育研究審議会において選出された者が3人の合計6人で組織されている。

理事長選考会議は複数回実施されており、規定上理事長選考会議が設置した理事長選考意向投票管理委員会（公立大学法人福島県立医科大学理事長選考規程施行細則第2条）に意向投票を実施する旨の指示が出されていた。

当該意向投票の性質は、理事長の選考に関する学内の意向を確認するための投票（公立大学法人福島県立医科大学理事長選考規程第5条第1項）という位置付けであり、意向投票結果と理事長選考の結果が異なることはあり得る。

イ 実施機関の会議においては、ハラスマント事案や懲戒事案のように後日係争となる可能性が高いものは必ず録音する慣例となっている。

しかし、当該事案のように選考的な会議に関わるものについては、必ずしも録音されるわけではない。

また、選考会議規程にも、会議の録音について義務付けている規定は設けられていない。

ウ さらに、令和5年1月13日当時の理事長選考会議議長に対して、録音の有無について照会を行ったところ、録音の事実については分からぬ旨の回答であり、会議の録音がなされていた事実を確認することはできなかった。

- (3) 以上のことから、録音データが存在していることを推認させる事実を確認することはできず、録音データを取得・作成していないとする実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

審査請求は、迅速かつ公正な手続きの下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が規定されていることから（条例第19条第1項）、審査会への諮問及び審議も迅速な手続きが求められている。

他方で、国民の権利救済と行政の適正な運営という重要な事項を取扱うため、迅速な審議を見据えつつも、拙速なものとならないよう丁寧に審議することが求められている。

原則的に審査請求があった順に審査を行っているところ、諮問されている事案数が多数に及ぶ場合や、諮問されている事案の中に極めて大量の公文書の一部開示決定の当否を判断する必要があるような場合には、審議の開始や答申に時間を要する場合もあり得る。

本件における審議開始の遅延はこのような事情によるところであるが、なお迅速な審議に努めていくこととしたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 6月 5日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 5年 6月 30日	・実施機関を経由して審査請求人より反論書(写)を收受
令和 6年 11月 7日 (第344回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年 11月 21日	・審査請求事案に係る意見の陳述について照会
令和 6年 11月 28日 (第345回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取
令和 6年 12月 2日	・審査請求人より意見陳述の回答收受
令和 6年 12月 4日	・審査請求事案に係る意見の陳述について照会
令和 6年 12月 26日	・審査請求人より意見陳述の回答收受
令和 7年 1月 16日 (第347回審査会)	・審査請求人の回答について審査会へ報告
令和 7年 2月 14日	・審査請求事案に係る意見の陳述について照会
令和 7年 2月 28日	・審査請求人より意見陳述の回答收受
令和 7年 8月 19日	・審査請求事案に係る意見の陳述について照会
令和 7年 9月 1日	・審査請求人より意見陳述の回答收受 (高等意見陳述を行わない旨回答)
令和 7年 9月 16日 (第357回審査会)	・審議
令和 7年 10月 23日 (第358回審査会)	・審議
令和 7年 11月 10日 (第359回審査会)	・審議
令和 7年 12月 22日 (第360回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

令和7年6月22日まで

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 晓彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

(五十音順)

令和7年6月23日から

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
紺野 明弘	弁護士	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 晓彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	会長職務代理者